

令和 8 年度新庄市移動調理販売車両（災害対応型）導入支援事業費
補助金交付要綱

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、長引く物価高騰の影響を受ける中での飲食店の創業又は販路拡大を支援するとともに、災害時における避難所の環境改善を図ることを目的とし、移動調理販売車両（災害時において走行及び調理加工をすることができる設備を備えた車両をいう。以下同じ。）を新たに導入する事業者等に対し、当該移動調理販売車両の導入に係る経費について予算の範囲内で補助金を交付することに関して、新庄市補助金等交付規則（昭和 5 5 年規則第 9 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象者）

第 2 条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、統計法（平成 1 9 年法律第 5 3 号）第 2 条第 9 項に規定する統計基準として定められた日本標準産業分類（以下「産業分類」という。）大分類 M の中分類 7 7 の持ち帰り・配達飲食サービス業を移動調理販売車両により新たに開始する者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に住所若しくは事業所を有する中小企業者（中小企業基本法（昭和 3 8 年法律第 1 5 4 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者をいう。以下同じ。）又は法人税法（昭和 4 0 年法律第 3 4 号）別表第 2 に規定する法人である者
- (2) 提供する飲食物に応じた食品衛生法（昭和 2 2 年法律第 2 3 3 号）第 5 5 条の規定による山形県知事の許可を受ける者
- (3) 生産物賠償責任保険（P L 保険等をいう。以下同じ。）に加入する者
- (4) 本市と災害時における炊き出し等の実施に関する協定を締結する者
- (5) 市内で開催されるイベント等に積極的に出店し、防災意識の普及及び啓発に努める者
- (6) 市税の滞納がない者
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 2 2 号）第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条第 1 3 項に規定する接客業務受託営業を行う事業者でない者
- (8) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とした事業者でない者
- (9) 新庄市暴力団排除条例（平成 2 3 年条例第 2 2 号）に規定する暴力団又は暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有しない者
- (10) 補助金の交付後 6 年以上、市内において移動調理販売車両による事業活動を継続する見込みの者

(11) 災害対応車両登録規程（令和 7 年内閣府告示第 9 2 号。以下「登録規程」という。）に基づく災害対応車両としての登録を受ける見込みの者

(12) 登録規程に定める欠格事由に該当しない者
（補助対象事業）

第 3 条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が実施する移動調理販売車両を導入する事業であって、次の要件をすべて満たすものとする。

- (1) 登録規程第 2 条に規定する災害対応車両のうち、同条第 1 項第 4 号イに規定する炊き出しを提供するものであること。
- (2) 食品衛生法施行規則（昭和 2 3 年厚生省令第 2 3 号）別表第 2 0 第 1 号イ（3）に規定する約 2 0 0 リットルの水を供給し、かつ、廃水を保管することのできる貯水設備を有すること。
- (3) 配管に保温の加工を施す、スノータイヤを導入する等積雪時の運用に支障を来さないための措置を講じること。
- (4) 車体の一部に防災意識の普及及び啓発に関する表記を施すこと。
- (5) 補助対象事業に要する経費に対して、国又は県その他の団体等から補助金等の交付を受けていないこと。

（補助対象経費）

第 4 条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、移動調理販売車両を導入するために必要な経費（公租公課、消費税及び地方消費税を除く。）のうち、別表に掲げるものとする。

（補助金の額）

第 5 条 補助金の額は、補助対象経費の合計額に 2 分の 1 を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）又は 2 0 0 万円のいずれか低い額とする。

（補助金交付申請）

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者は、新庄市移動調理販売車両（災害対応型）導入支援事業費補助金交付申請書（別記様式第 1 号）に、次に掲げる書類を添付し、市長が別に定める日まで市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（別記様式第 2 号）
- (2) 収支予算書（別記様式第 3 号）
- (3) 補助対象経費に係る見積書の写し
- (4) 車体へ施す防災意識の普及及び啓発に関する表記を確認することができるもの
- (5) 法人等現在事項証明書又は開業届の写し

- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(軽微な変更)

第7条 規則第7条第1項に定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更に
する。

- (1) 補助対象事業が完了する前の事業所の移設又は閉設を伴う変更
- (2) 補助対象経費の20パーセント以上の増減を伴う変更
- (3) 補助金の額の増減を伴う変更
(実績報告)

第8条 補助金の交付を受けた者は、補助対象事業が完了した日から30日を経
過する日又は令和9年2月28日のいずれか早い日までに、実績報告書(別記
様式第4号)に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書(別記様式第2号)
- (2) 収支決算書(別記様式第3号)
- (3) 補助金の交付の対象となった移動調理販売車両で飲食物を提供することに
ついて、食品衛生法第55条の規定による山形県知事の許可を受けたことが
分かる書類の写し
- (4) 生産物賠償責任保険に加入したことが分かる書類の写し
- (5) 補助金の交付の対象となった移動調理販売車両の写真(車体に施された防
災意識の普及及び啓発に関する表記が確認できるもの)
- (6) 補助対象経費に係る支払いを証する書類の写し
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(帳簿及び書類の備付)

第9条 補助金の交付を受けた者は、補助対象事業に係る帳簿及び証拠書類を補
助対象事業完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間(補助対象事業
により取得し、又は効用の増加した財産で規則第13条の規定により処分が制
限されているものについては、当該制限を受ける期間)保管しなければならない。

(財産処分の制限)

第11条 補助金の交付を受けた者は、規則第13条の規定により市長の承認を
受けようとするときは、財産処分等承認申請書(別記様式第5号)に理由書を添
えて提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の承認をする場合において、交付した補助金の全部又は一部に
相当する額を市に納付するよう命ずることができる。
- 3 規則第13条ただし書に規定する市長が定める期間は、減価償却資産の耐用
年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当

する期間とする。

（災害協定の締結）

第 12 条 補助対象事業を行う者は、第 8 条に規定する実績報告書の提出後速やかに本市と第 2 条第 4 号に規定する協定を締結するものとする。

（その他）

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

別表

区分		備考
移動調理販売車両の導入経費（補助対象者が所有者である車両に係る経費に限る。）	移動調理販売車両の購入費	リース料及び原材料費を除く。
	設備（災害対応のための貯水設備等）の導入費	
	移動調理販売車両の改修費	
上記以外の移動調理販売車両の導入に係る諸経費	防災意識の普及及び啓発に用いる看板、タペストリーその他の広告物の外注に係る費用	
上記以外の移動調理販売車両の導入に係る諸経費	上記以外の移動調理販売車両の導入経費として市長が必要と認めるもの（移動調理販売車両により飲食物を提供する事業以外に利用することができる機械及び器具に係る経費を除く。）	

